アジア全体で意識の向上を

主催者あいさつ

不正商品対策協議会（ACA）代表幹事
高井　英幸 氏

不正商品対策協議会は、一九八六年に我が国の知的財産の保護と不正商品の排除を目的に、警察庁の支援のもとに設立され、広報、啓発活動を中心にさまざまな事業を推進してきました。「アジア知的財産権シンポジウム」は今回、記念すべき十回目を迎えました。

二〇〇二年に内閣総理大臣を本部長とした知的財産戦略本部が設置され、知的財産の創造、保護、活用、人材の育成、コンテンツの拡大などをテーマに多様な施策を進めています。不正商品対策協議会が知的財産保護の観点から提案を行い、具体化した成果があります。

その一つが昨年八月に施行された映画盗撮防止法です。映画館で映画が盗撮され、インターネットなどを介して発信あるいは拡散されることを阻止することが目的です。

現在、海外で日本のアニメ、音楽、映画、テレビ番組、ゲームなどのコンテンツの海賊版が蔓延（まんえん）しています。その対策として提案したのがCODA（コンテンツ海外流通促進機構）、CJマーク委員会の組織化です。日本の権利者が共同して権利行使できることを目的としています。

事務局はJETRO（日本貿易振興機構）にお願いをし、具体的な取り締まりの実務はMPAA（米国映画協会）に委託をしています。その結果、数多くの成果と実績を上げています。

不正商品対策協議会は、グローバル化する高度情報社会に向けて今後も知的財産の保護と不正商品の排除の在り方をさらに深く追求していく所存です。今回のシンポジウムのテーマは「注目されるアジア―知的財産の成長―」です。

今年七月には主要国首脳会議（洞爺湖サミット）、八月には北京五輪が開催されるなど、今年はアジアが世界から注目される年です。アジアを中心とした知的財産の保護について議論を深めていきたいと考えています。

成果上げる映画盗撮防止法
インターネット時代に対応

あいさつ

警察庁
生活安全局長
片桐　裕 氏

十回目を迎えたアジア知的財産権シンポジウムは、これまで知的財産保護の意識を高めるという意味で非常に大きな役割を果たしてきました。

昨年、警察庁は知的財産をめぐる犯罪として四百四十一の事件を検挙しました。このうち押収した偽ブランド品は三十五万点以上で前年を上回る点数となっています。仕出し国では韓国を抜いて中国が一位となっています。一昨年の二倍となり、工場が中国本土に移転していることが推測されます。

中国と韓国を含めると全体の約七割で、香港を加えると全体の約九割になり、知的財産権の問題は、まさにアジアの問題であることが分かります。

ネットワークを利用した犯罪が非常に増えてきているのも特徴です。特にインターネットオークションで不正商品の取引が盛んに行われています。偽ブランド品や海賊版DVDの取引に加え、ファイル共有ソフトを使った知的財産権侵害事犯も多発しています。

暴力団による組織犯罪が次第に増えており、昨年で約八％を占めています。徐々に増えているのも懸念材料です。警察では街頭における取り締まり、ネット上の取り締まりを行うとともに、税関などと協力して水際検挙を図るとともに、組織犯罪の検挙にも力を注いでいます。しかし、重要なことは、不正商品を求めるニーズを減らしていくことであり、わが国における知的財産保護に対する意識を向上させることです。

今年は主要国首脳会議（洞爺湖サミット）や北京五輪の開催でアジアに注目が集まっています。本日のシンポジウムを通じて、アジア全体に知的財産権保護に対する意識が高まり、そのためのメッセージを発信できることを祈念しています。

アジア諸国からの流入大半
不正商品求めるニーズ撲滅

キーノートスピーチ

知財評論家
初代知的財産戦略推進事務局長
荒井　寿光 氏

二〇〇八年二月、アラブ首長国連邦のドバイで「第四回ニセモノ対策世界会議」が開催され、世界九十カ国から千二百人が参加し、熱のこもった議論が行われました。ニセモノ問題は先進国、発展途上国を問わず大きな社会問題になっており、民間の権利者も含めた官民合同の国際会議は注目を集めました。

ニセモノは世界中に蔓延しています。アジアで製造されたニセモノが世界各地を経由し、取引されています。国連の調査によると、世界の麻薬取引が約五十兆円とされていますが、ニセモノ取引は約八十兆円で国際犯罪としても大きな問題となっています。

その理由の一つは危険性です。例えば医薬品のニセモノが急増しており、生命を失う人が増えています。日本でも昨年、約九万七千点のニセ医薬品が税関で差し止められています。ニセモノは財産権の侵害であり、長年かけて培われた信用やブランドを失墜させます。組織犯罪やテロリストの財源になっているのも問題です。

知財立国への道―回顧と展望―

知的財産活用で競争力強化
ネット社会の世界ルールを

二十一世紀は知的財産の価値を重視する時代です。知識社会では知的財産の価値が高まり、法律による保護の仕方も変わってきます。例えば知的財産の侵害に対する処罰も、窃盗などと同じレベルまで重くなりました。製品の輸出から技術、特許、著作権などの知的財産を輸出する時代に変わってきています。

わが国では〇二年に知財立国運動がスタートしました。創造活動の成果を知的財産として戦略的に活用し、国際競争力の強化を目指しています。立法・行政・司法の三権は、知的財産基本法の制定、総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部の設置、知的財産高等裁判所の創設など国家をあげた取り組みを行っています。

警察の取り組みも本格化しており、知的財産保護対策官やブランドGメンが活躍しています。昨年の映画盗撮防止法の制定は、世界の映画関係者から高い評価を受けています。地域ブランドの品質、安全・安心を商標法で保護する地域団体商標制度も注目されています。また、企業ブランドは、世界中のお客様に安全・安心を保証するものとして経済的にも価値が高まっています。

今後の展望ですが、情報化、グローバル化の進展を前提に考えていく必要があります。ネットワーク社会ではデジタルコンテンツの性格が変わってきます。「一億総ユーザー、一億総クリエーター」と言われるように誰でもがクリエーターになりつつあり、著作権保護の在り方も変わらなければなりません。

模倣品・海賊版拡散防止条約など、国際的な条約の制定も重要です。世界各国にまたがる権利関係を、世界市民の立場で考えなければならない時代になっています。ネットワーク社会における世界共通の制度が不可欠で、その際日本人自らがルール策定に関与し、ルールを変えていく姿勢が必要です。

レポート

〈聞き手〉
弁護士
ACA監事
前田　哲男 氏

我が国の知的財産権侵害事犯の現状

前田　日本における知的財産権侵害事犯の現状について伺います。

大塚　昨年は、四百四十一事件、七百五十六人を検挙しました。五年前のほぼ二倍になっています。法令別では商標法違反が六二％、著作権法違反が三一％となっており、全体の九割以上を占めています。商標法違反では、依然として押収した偽ブランド品のほとんどがアジアを中心とする海外からの密輸入で、その供給ルートも組織性、計画性がうかがわれます。また、押収品の点数は、過去最高を記録しました。

著作権法違反では、海賊版DVDなどの販売事犯が後を絶ちません。個人が安易に犯行に及ぶケースと犯罪組織が資金源として組織的に行う場合があります。また、昨年は、携帯電話向けの違法音楽配信で全国初の検挙がありました。

前田　偽ブランド品はアジア諸国からの密輸入が中心と伺いましたが。

大塚　国・地域別に見ると中国、韓国、香港で全体の約九割を占めています。これまでは韓国が最大の仕出し国でしたが、昨年は、中国が最大の仕出し国となりました。

注目されるアジア―知的財産の成長―

不正商品対策協議会（ACA）と日本経済新聞社は三月七日「アジア知的財産権シンポジウム2008」を開催した。後援は知的財産戦略本部、警察庁・総務省・外務省・財務省・文化庁・経済産業省。十回目を迎える今回のテーマは「注目されるアジア―知的財産の成長―」で、知財評論家・初代知的財産戦略推進事務局長の荒井寿光氏によるキーノートスピーチや、「中国における知的財産権保護の実態について」をテーマにしたパネルディスカッションなど、各界の第一人者の方々を招き、活発な議論が展開された。

アジア知的財産権シンポジウム2008 広告特集

レポート風景
左から前田氏、大塚氏

知的財産保護や不正商品排除

インターネットで販売増加
国際協力や権利者との連携強化

前田 密輸入された偽ブランド品の国内販売ルートについてはどうですか。

大塚 偽ブランド品の販売は、露店が一〇％、店舗が四一％、インターネットオークションが二七％となっており、インターネットによる販売が増加傾向にあります。また、露店販売では外国人が約半数を占めています。

前田 次に著作権法違反の具体的な事犯についてお願いします。

大塚 まず、暴力団員が少年を使い、映画やコンピューターソフトの海賊版DVDを露天販売していた事例があります。この事件では、暴力団員を含む四十四人を逮捕しましたが、犯罪組織が海賊版の売り上げを資金源としていたことが判明し、組織的犯罪処罰法が適用されました。

次の事例は、組織的な背景がなく、個人が海賊版を作成・販売していた事犯です。具体的には、アニメをパソコンで複製したり、テーマパークでのアトラクションのDVDを作成し、ネットオークションで販売していたものです。

前田 インターネットを利用した犯罪も増えていると思いますが。

大塚 昨年は、ウイニーを利用して、スキャナーで取り込んだ漫画を放流した事件がありました。

前田 映画盗撮防止法の適用状況はいかがですか。

大塚 これまで幸いにも検挙事例はありません。

前田 今後の知的財産権保護に向けた警察の取り組みについて伺います。

大塚 三点あります。第一に国際協力の重要性です。特に中国、韓国との協力を深めていく必要がありますし、条約締結に向けた国際的な動きにも注目しています。第二は民間とのパートナーシップの重要性です。権利者企業との連携を深めていきたいと考えています。第三は模造品・海賊版の排除に向けて、国民の知的財産権保護意識の向上を図るための広報・啓発の重要性です。

前田 権利者企業にとって実務的かつ具体的なアドバイスをいただき、ありがとうございました。

警察庁生活安全局
知的財産権保護対策官
大塚　尚 氏

ビデオ上映

アジア知的財産権シンポジウム10回記念「10回を振り返って」

コンテンツ産業の振興と知的財産保護の両立に力

アジア知的財産権シンポジウムは今回で十回目を迎えますが、第一回を開催した際、二つの基本方針を決めました。第一は不正商品の発生を人間の心理学的アプローチで考察することです。

米国の有名な社会心理学者アブラハム・マズローの著書「人間性の心理学」の中に欲求の五段階説という学説があります。人間の欲求は置かれている状況により水準が変化していくとし、具体的には第一段階が生存の欲求、食事、睡眠。第二が安全の欲求、第三は帰属への欲求、第四が尊厳の欲求、第五が自己実現という五段階説であり、戦後の日本の社会状況五十年を振り返ると見事にシンクロしております。シンポジウムはこれを基盤に構成されています。

もう一点は、アジアの各国は欲求水準が第二あるいは第三段階が多く、偽ブランド品の問題が横行していますが、日本も同様のプロセスを経験したことにかんがみ、日本だけが良い子になって他国を責めるということはしないという点です。

アジア知的財産権シンポジウム十年の間に日本の社会では、二〇〇二年の知的財産基本法の成立、〇三年の知的財産戦略本部の発足、〇四年のコンテンツ促進法の成立と知財の領域は拡大進展してきました。

今後の課題として、関係省庁との連携、IT（情報技術）の発展による多様化、複雑化への対応、コンテンツ産業の振興と知的財産の保護という二面性などへの対処が挙げられます。官民あげての取り組みの中で、アジア知的財産権シンポジウムを進めていくことが我々にとっての課題であると考えております。

アジア知的財産権
シンポジウム
運営委員長
入江　雄三 氏

パネルディスカッション

プロローグ

中国における知的財産権保護の実態について

MPA(モーション・ピクチャー・アソシエーション)アジア太平洋地域／プレジデント アンド マネージングディレクター
マイク・エリス 氏

海賊版で映画産業の損失膨大

中国における知的財産権保護の実態ですが、映画産業にとって非常に難しい問題を抱えています。海賊版は九七％の率で流通しています。劇場側から見た問題点ですが、当局からの規制があり、上映できないケースや途中で上映が取り消しになるケースがあります。検閲に時間がかかりますし、すべての外国映画の上映比率も決まっています。

ホームビデオに関しても上映作品同様厳しい状況で、市場拡大の障壁になっています。テレビでは海外衛星が使えず、ケーブルテレビが義務付けられています。海外のアニメには放映時間に制約があります。さらに投資やコンテンツに関する制限が加わります。

海賊版の問題も深刻で、消費者の支出損失から見ても世界で中国が最大であり、中国国内の映画産業の損失は膨大です。中国は知的財産権保護のための法的枠組みのさまざまな整備を進めていますが、九割以上の海賊版率は深刻な状況です。

問題の解決には正規製品の市場参入を向上させるとともに、法律の見直しと一層の強化が必要です。行政の執行力を活用することも必要です。さらには、海賊版に対する許容範囲、適用対象レベルを排除し、不正商品を全面的に刑事罰の対象とすることも重要です。

インターネットも大きな問題を抱えています。海賊版、不正コピー、共有ファイルの問題が顕在化しています。昨年末、インターネット上のユーザーサイトの管理についてのルールが決められ、ライセンス取得が義務付けられました。このような法規制が著作権保護に貢献していくと考えています。併せて、消費者への普及啓発活動を続けることが、海賊版撲滅につながると思います。

BSA(ビジネス ソフトウェア アライアンス)アジア海賊版対策ディレクター
タルーン・サウニー 氏

違法コピー多いが着実に進歩

BSAは一九八八年に米国で設立され、現在世界八十カ所以上の国や地域で活動している非営利団体です。ビジネスソフトウエアをめぐる政策提言、教育啓発、権利保護支援などの活動を中心に、安全で信頼できるデジタル社会の実現を推進しております。日本では九二年から活動を開始しました。

中国はWTO加盟後、知的財産権の法体系を整備、多少の進展がありましたが、依然ソフトウエアの違法コピー率の高さなどの問題を抱えています。

BSAは中国におけるソフトウエアの知的財産権の執行支援に関して、まず行政手続き、それから民事訴訟という手法を取っています。行政手続きは国家版権局にて行い、民事訴訟は裁判所によって行われます。〇七年の民事訴訟で原告有利の判決が出されています。この際、裁判官は実際に製品の市場価格をインターネットで確認し、知的財産所有者への賠償額を算定しました。これは犯罪抑止につながる一つの進歩です。

問題点として中国当局で執行に従事する調査官などの人材の不足が挙げられます。中国政府はソフトウエアの適正化を促進しており、確実に進歩しています。例えば、中国のパソコンメーカーに対して合法的なOSの導入を義務付けています。また中国政府は外国の執行機関との協力にも積極的に取り組んでいます。

BSAは中国政府に対する協力として、中国企業への啓発・広報活動を展開しています。既に十万を超える人に対し、適正なソフトウエアの使用を訴求しています。中国における知的財産権保護には、ビジネスを理解している協力者が不可欠で、地元の人との人間関係やネットワークが重要です。中国における知的財産権保護の課題は、人材、リソースに対する投資であり、長期的な視点で取り組むことが重要だと考えています。

〈次ページへ続く〉

知的財産権の健全運用を推進

左からモデレーターの遠山、何、松谷、江崎、福良の各氏

〈前ページから続く〉

パネルディスカッション　中国における知的財産権保護の実態について

安全で豊かな社会に向け さらなる連携拡大が重要

トヨタ自動車 知的財産部長 **江崎　研司** 氏

遠山　今年七月に開催される主要国首脳会議（洞爺湖サミット）では、模倣品、海賊版に対して世界が協力して対処する必要性について日本から世界に向けて発信していただけると思いますが、いずれにしろ二〇〇八年は知的財産権保護が国際的なテーマになると思われます。今回のパネルディスカッションでは、中国における知的財産権保護の実態をテーマに議論を進めていきたいと思います。初めに江崎さんにトヨタ自動車での取り組みを伺います。

江崎　トヨタ自動車では、知的財産活動の意義が企業価値を最大化し、持続性のある豊かな社会に貢献することにあると位置付け、模倣品、偽造品対策を進めています。

他人の商標を盗用した自動車部品、いわゆる偽造部品は外観からは全く見分けがつかないものでも、中には車両の安全性に影響を与える粗悪な製品も多く販売されています。

こうした状況から、当社の偽造品対策として、行政摘発のみならず、お客様を守る観点で当局やお客様への情報提供を進めています。営業部と知財部が方針を共有し、中国現地の拠点と本社が連携して、税関や取り締まり当局に向けた啓発活動や、お客様向けにDVDやポスターによる情報提供活動を展開しています。

当社単独の活動と併せ、日本自動車工業会の知的財産部会でも第三者機関に委託した実際の安全試験に基づいた情報提供などの活動を行っています。同時に欧米の自動車工業会とも連携し、共同声明を発表したり、中国モーターショーでの啓発展示活動を行っています。

次にデザインコピー車の問題ですが、複数の車の特徴部分を組み合わせたり、現在の法制度での排除が難しい形態にまで巧妙化しています。他人のデザインやコンセプトの盗用は、社会のデザイン創作力の健全な発展を阻害するとの考えから、独自デザインの開発とそれを促進する意匠保護制度の重要性について、理解活動を開始しました。

今後の方向性として、業界の連携をさらに進め、当事国の企業市民として中国企業との連携が重要です。法制度充実と併せ、知的財産の創出と保護の両立がシナジーとなって社会を豊かにするという意識を浸透させることが課題であり、人材の育成、啓発も業界を超え、産官学が力を合わせて進めることが重要だと考えています。

官民協力による対応 模倣品・海賊版対策に効果

JETRO在外企業支援・知的財産部部長（CODA事務局長） **福良　俊郎** 氏

遠山　続いてJETROの福良さんにお願いします。

福良　JETROは貿易・投資の専門機関として、日本企業の海外ビジネスを支援する活動の一環として知的財産保護に取り組んでいます。活動内容ですが、第一に海外での模倣品、海賊版対策の情報提供です。海外で調査した結果を国内で情報提供しています。印刷物に加え、中国におけるニセモノ対策資料はビデオ、DVDで提供しています。

また、セミナーや講演会も多数開催しています。海外での知的財産権保護についての相談もお受けしています。模倣品の被害を受けている中小企業に対して、海外の製造元、流通経路を特定し、摘発につなげる調査の費用の一部を補助する事業も行っています。

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）という業種横断的な組織の事務局をJETROが担当しています。活動の約七割は中国関係の事業で、毎年官民合同ミッションを中国に派遣して問題点を指摘したり、取り締まり強化への協力などを行っています。

コンテンツについては、CODAの事務局も担当しています。従来、海賊版の取り締まりは著作権に基づいて行っていますが、今年二月、香港でCODAの「CJマーク（コンテンツ海外流通マーク）」の商標権侵害として初めての取り締まりが実施されました。「CJマーク」は日本のコンテンツ業界が統一マークとしている商標です。

今後の課題ですが、第一に中国の中央政府レベルに加え、地方レベルにおける知的財産保護の徹底です。二番目は模倣品、海賊版製造の巧妙化・悪質化への対処です。

模倣品、海賊版対策は、相手国の制度に関係するため、官民で協力して対応することが最も効果的です。国際連携による情報交換や協力事業も必要だと考えています。

法律・組織一体化に注力 さらなる規制改善目指す

TMI総合法律事務所 外国法事務弁護士 **何　連明** 氏

遠山　中国における模倣品、海賊版の状況を何さんからお願いします。

何　法律の面で申しますと、現在知財に関するすべての法律が改正中です。例えば、デッドコピーの問題に対応して、商標だけではなく、形態の模倣までとらえた不正競争防止法の草案が完成し、議論を重ねているところです。中国の法規制は、法律としては良くても完全ではなく、また、組織面でも一体化されていません。特許権侵害は国家知識産権局、商標権侵害は工商行政管理局、著作権は国家版権局など、それぞれ窓口が異なります。

中国では一九八二年に知的財産権法制度が確立されました。その後、特に〇七年の商標侵害事件では、満額に近い損害賠償金額が認められるなど、画期的な判決も出ています。法律は良い方向に改正されていますが、模倣品が減らないのは、経済活動面での法規制がまだ充分ではないからだと考えています。

刑事の部分にも課題があります。日本では海賊版、模倣品の問題は刑事告訴が前提となっていますが、中国の警察は治安問題を最重点に取り組んでいますから、知的財産権事件に本格的に取り組んでいるとは言えず、知財を担当する警察官も少ないのが実態です。

行政の取り組みですが、税関は輸出入の観点から知的財産権侵害物の取り締まりに取り組んでおり、日本の経済産業省にあたる商務部では最近、積極的に知的財産権保護に取り組んでおり、模倣品対策も講じています。

大切な作品に対する 著作権意識の向上を

手塚プロダクション 社　長 **松谷　孝征** 氏

遠山　手塚プロダクションは中国に進出されていますが、松谷さんに伺います。

松谷　八九年の二月、手塚治虫が亡くなりました。手塚は中国を非常に大切にし、三十年以上前から中国と交流活動を行ってきました。八八年十一月、上海でアジア大陸で初の国際的なアニメ祭が開催され、手塚は審査員として招待され、病をおして中国へ赴きました。そんなこともあり、当社は九〇年、中国に会社を設立しました。

著作権についてですが、漫画にはキャラクターがあります。今はキャラクターが一人歩きをするようになり、キャラクターを企業広告に使用するとか、アイキャッチャーにするなどの方法で使われています。キャラクター・マーチャンダイジングという言葉が定着したのはここ二十年くらいです。いわゆるキャラクターが幅広く商品化されるようになったのは、六三年の「鉄腕アトム」がきっかけで広がっていったと考えられます。

最近はキャラクター・マーチャンダイジングがビジネスになるから、アニメをつくるという発想に変わってきています。しかし、必死になってモノを作ることと、それが一番大切です。ビジネスのためにアニメを作るのではなく、作品づくりにベストを尽くすことが重要なのです。

寝る間も惜しんでモノづくりをした結果の作品ですから、知的財産権が健全な形で運用されることは当然です。著作権意識をもっと高めていく必要があります。〇八年開催の北京五輪には、世界中から人々が集まります。そういう中で著作権意識が改善されていくことを期待しています。私は今後も中国と良いお付き合いをしていきたいと思っています。

遠山　中国を向こう側、相手方としてとらえるのではなく、アジアの一員として、一緒に取り組んでいくという気持ちが最も重要だと思います。パネリストの皆さん、本日はありがとうございました。

（モデレーター）
弁護士／ACA監事 **遠山　友寛** 氏

アジア知的財産権シンポジウム2008 広告特集
企画・制作＝日本経済新聞社広告局